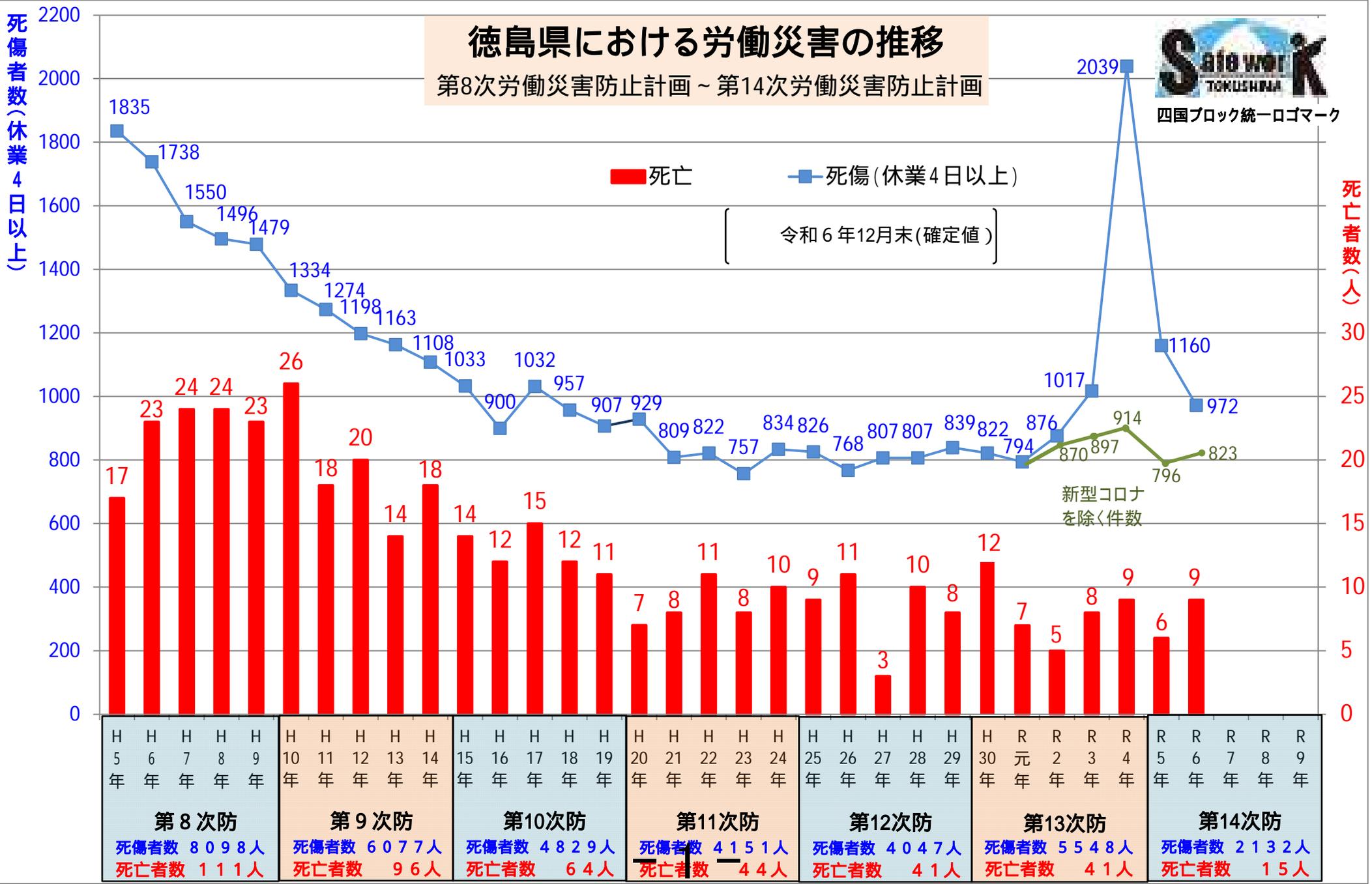


徳島県における労働災害の推移

第8次労働災害防止計画～第14次労働災害防止計画

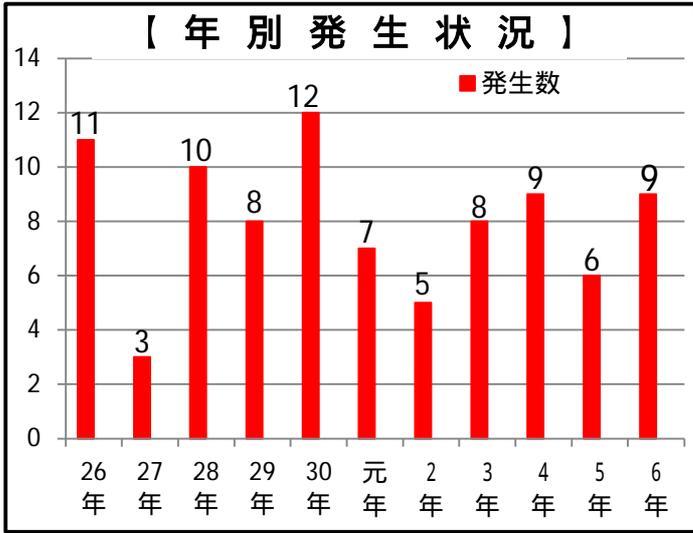


H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年
第8次防					第9次防					第10次防					第11次防					第12次防					第13次防					第14次防				
死傷者数 8098人					死傷者数 6077人					死傷者数 4829人					死傷者数 4151人					死傷者数 4047人					死傷者数 5548人					死傷者数 2132人				
死亡者数 111人					死亡者数 96人					死亡者数 64人					死亡者数 44人					死亡者数 41人					死亡者数 41人					死亡者数 15人				

徳島県の死亡労働災害発生状況

【平成26年～令和6年】(令和6年12月末)【確定値】

(各表の単位:「人」)



業種別(死亡者数)

業種	年											計
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
製造業	3		3	1	2	2			1		1	13
建設業	5		2	4	4	3	3	3	4	2	2	32
道路貨物運送		2	1		1	1	1	1	3			10
林業	2			1						1	1	5
三次産業	小売業		1	1		1		1			2	6
	小売以外	1		1	1	2			3		1	12
上記以外			2	1	2	1		1	1		2	10
計	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	88

年齢別(死亡者数)

年 年齢	年											計
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
～19					1							1
20～29	1		1	1		1		1				5
30～39	3		1	2	2	1			1	1		11
40～49	1			1			1		3		3	9
50～59	1	1	3		3	3	3	3	1		4	22
60～65	1		1	2	2	2	1	1	2	2	2	16
65歳以上	4	2	4	2	4				3	2	3	24
計	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	88

規模別(死亡者数)

規模	年											計
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
1～9人	8	1	8	6	7	3	1	3	2	2	2	43
10～29	1	1	1	2	2	1	3	3	2	4	3	23
30～49	1	1	1		2	1	1	1	3		2	13
50～99								1	1		2	4
100～299	1				1	1			1			4
300～499						1						1
500人以上												
計	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	88

事故の型別 / 起因物別【平成26年から令和6年】(令和6年12月末)【確定値】

事故の型	起因物												計	
	建機等	設機	一動機	般力機	他動機	力機	動クレーン等	動力運搬機	乗物	用具	建築物・構築物等	物質・材料荷		環境等
墜落・転落	4					2	5	1	1	10		1	2	26
転倒							1			2				3
飛来・落下	1					1	1					1		4
崩壊・倒壊	1									2		2		5
激突され	1				1	1	2		1			2	1	9
はさまれ・まきこまれ	2	1		1			4	2			1			11
切れ・こすれ					1									1
おぼれ								1		1		3		5
爆発・破裂											2			2
交通事故						1	10	8						19
上記以外の型												1	2	3
計	9	1		3		5	22	12	2	15	3	10	5	88

徳島県内の死亡労働災害一覧
 【令和6年 9名 / 9件】（令和6年12月末）【確定値】

時間	事故の型	起因物	業種	性別	職種等
			事業場規模	年齢	
4月 11時台	はさまれ・巻き込まれ	トラック	その他の建設業	男	作業員
			10～19人	60歳代	
土砂積み込み準備中、後進してきたトラックにはさまれた。					
4月 11時台	墜落・転落	屋根	その他の建設業	男	作業員
			1～9人	40歳代	
屋根上で作業中、墜落した。					
4月 10時台	激突され	伐木等機械	その他の林業	男	作業員
			20～29人	50歳代	
斜面に伐倒された原木を伐木等機械で集材作業中、原木が激突した。					
6月 12時台	墜落・転落	その他の仮設物、建築物、構築物等	その他の事業	男	作業員
			10～19人	60歳代	
石垣上の法面で除草作業の準備中に墜落した。					
7月 23時台	墜落・転落	作業床、歩み板	警備業	男	警備員
			30～49人	40歳代	
工事現場で交通誘導中、崖から転落した。					
10月 8時台	爆発	引火性の物	化学工業	男	作業員
			30～49人	50歳代	
ノズル付きホースで洗浄液を噴射してタンク内部を洗浄中、爆発炎上した。					
10月 8時台	交通事故	乗用車	その他の事業	男	その他の職種
			1～9人	40歳代	
山道を乗用車で走行中、乗用車が転落した。					
10月 8時台	交通事故	トラック	警備業	男	警備員
			50～99人	50歳代	
警備現場へトラックで向かう途中、擁壁に衝突した。					
12月 21時台	交通事故	乗用車	警備業	男	警備員
			50～99人	50歳代	
警備中、侵入してきた乗用車に衝突された。					

徳島県の業種別労働災害統計（休業4日以上） R6年12月末(確定値)

新型コロナ除く発生件数

	第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較			
	発生状況					発生状況					前年同期	令和6年	対前年同期比	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年				
製 造 業	食料品製造業	54	53	61	66	66	43	46				43	46	7.0%
	木材木製品製造業	16	24	13	16	19	25	26				25	26	4.0%
	家具装備品製造業	19	7	14	9	9	13	11				13	11	-15.4%
	紙、印刷製本製造業	5	12	12	9	13	9	9				9	9	0.0%
	化学工業	18	25	12	25	21	26	21				26	21	-19.2%
	窯業土石製品製造業	10	11	5	11	8	12	5				12	5	-58.3%
	金属製品製造業	22	19	14	15	23	12	21				12	21	75.0%
	一般機械器具製造業	10	9	7	7	8	8	12				8	12	50.0%
	輸送用機械製造業	12	10	6	8	7	8	5				8	5	-37.5%
	上記以外の製造業	25	15	26	31	25	24	25				24	25	4.2%
計	191	185	170	197	199	180	181				180	181	0.6%	
建 設 業	土木工事業	36	50	63	49	43	38	41				38	41	7.9%
	建築工事業	60	81	64	54	71	55	41				55	41	-25.5%
	その他の建設業	29	16	30	29	21	32	28				32	28	-12.5%
計	125	147	157	132	135	125	110				125	110	-12.0%	
運 輸 交 通 業	道路貨物運送業	88	75	76	95	85	74	58				74	58	-21.6%
	その他の運輸交通業	10	8	7	6	9	7	3				7	3	-57.1%
計	98	83	83	101	94	81	61				81	61	-24.7%	
林業		31	8	18	19	29	22	22				22	22	0.0%
第 三 次 産 業	小売業	78	78	96	88	108	77	85				77	85	10.4%
	医療保健業	43	33	47	57	50	36	43				36	43	19.4%
	社会福祉施設	64	63	88	70	75	72	72				72	72	0.0%
	飲食店	22	22	25	32	34	33	24				33	24	-27.3%
	清掃・と畜業	39	46	42	41	41	30	45				30	45	50.0%
	通信業	17	23	19	21	16	14	23				14	23	64.3%
	上記以外の第三次産業	82	78	98	108	105	95	114				95	114	20.0%
計	345	343	415	417	429	357	406				357	406	13.7%	
上記以外の事業	32	28	27	31	28	31	43				31	43	38.7%	
合計	822	794	870	897	914	796	823				796	823	3.4%	

()は新型コロナウイルス感染症の件数

(6) (120) (1125) (364) (149)

(364) (149)

徳島県の業種別年齢別労働災害統計（休業4日以上）
令和6年12月末（確定値）

		19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	計
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	74歳		
製 造 業	食 料 品 製 造 業	1	2	3	4	1	5	4	6	7	4	4	4	1	46
	木 材 木 製 品 製 造 業	1	3	1	1	4	3	2	1	4	3	2	1		26
	家 具 装 備 品 製 造 業		1	2						1	3	3	1		11
	紙、印刷製本製造業		1			2	1	1		1	1	2			9
	化 学 工 業		2	3		2	3	3	6			2	1		22
	窯業土石製品製造業				1		1	2					1		5
	金 属 製 品 製 造 業	1	2	2		4	1	1	3	3	1	3			21
	一般機械器具製造業		2			3	1		1	2	2			1	12
	輸 送 用 機 械 製 造 業		1						2					2	5
	上 記 以 外 の 製 造 業	1			3		4	4	2	5	2	1	1	2	25
計		4	14	11	9	16	19	17	21	23	16	17	9	6	182
建 設 業	土 木 工 事 業		5	1	2	2	5	5	3	4	3	4	4	3	41
	建 築 工 事 業	1	6	5	1	6	5	1	4	4	3	3	1	1	41
	そ の 他 の 建 設 業	1	3	5	3	2	3	3	1	3	3		1		28
計		2	14	11	6	10	13	9	8	11	9	7	6	4	110
運 輸 交 通 業	道 路 貨 物 運 送 業	2		3		6	9	8	10	10	6	3	1		58
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	1			1						1				3
計		3		3	1	6	9	8	10	10	7	3	1		61
林	業		1	1	2	2	2	1	3	1	2	3	3	1	22
第 三 次 産 業	小 売 業		4	7	4	4	7	7	11	7	14	9	8	3	85
	医 療 保 健 業		6	9	8	6	5	7	8	10	6	6	5		76
	社 会 福 祉 施 設		10	10	11	18	6	20	18	22	26	24	14	8	187
	飲 食 店	4			1	1	4	3	2	2	4		2	1	24
	清 掃 ・ と 畜 業		3	5	1	2	2	2	2	7	9	9	1	2	45
	通 信 業		2			2	5	5	3	3	1	2			23
上 記 以 外 の 第 三 次 産 業		2	5	2	4	5	10	11	21	12	13	16	7	6	114
計		6	30	33	29	38	39	55	65	63	73	66	37	20	554
上 記 以 外 の 事 業			5	5	3	3	4	3	4	4	4	2	4	2	43
合 計		15	64	64	50	55	86	93	111	112	111	98	60	33	972

「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント

徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）

・死亡者数：9人 ・死傷者数：2039人（休業4日以上）

- 労働災害は長期的には減少しているが、転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症り患者により労働災害は大幅に増加した。
- 死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成し、

令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させることを目指しています。

◎徳島第14次防推進計画における指標

アウトプット指標

アウトカム指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。

・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和4年と比較して令和9年までに増加させる。

・社会福祉施設における腰痛による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・増加傾向にある60歳代以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

アウトプット指標

アウトカム指標

○業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主含む。）の割合を令和9年までに45%以上とする。

・陸上貨物運送事業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。

・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。

・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。

・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・外国人労働者の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○労働者の健康確保対策の推進

・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。

・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。

・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする
・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。

・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。

・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上するとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

徳島第14次防推進計画の詳細は、
ホームページをご覧ください。



第14次防関連
厚生労働省ホームページ

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和4年と比較して令和9年までに増加させる。

・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

徳島推進計画

アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。

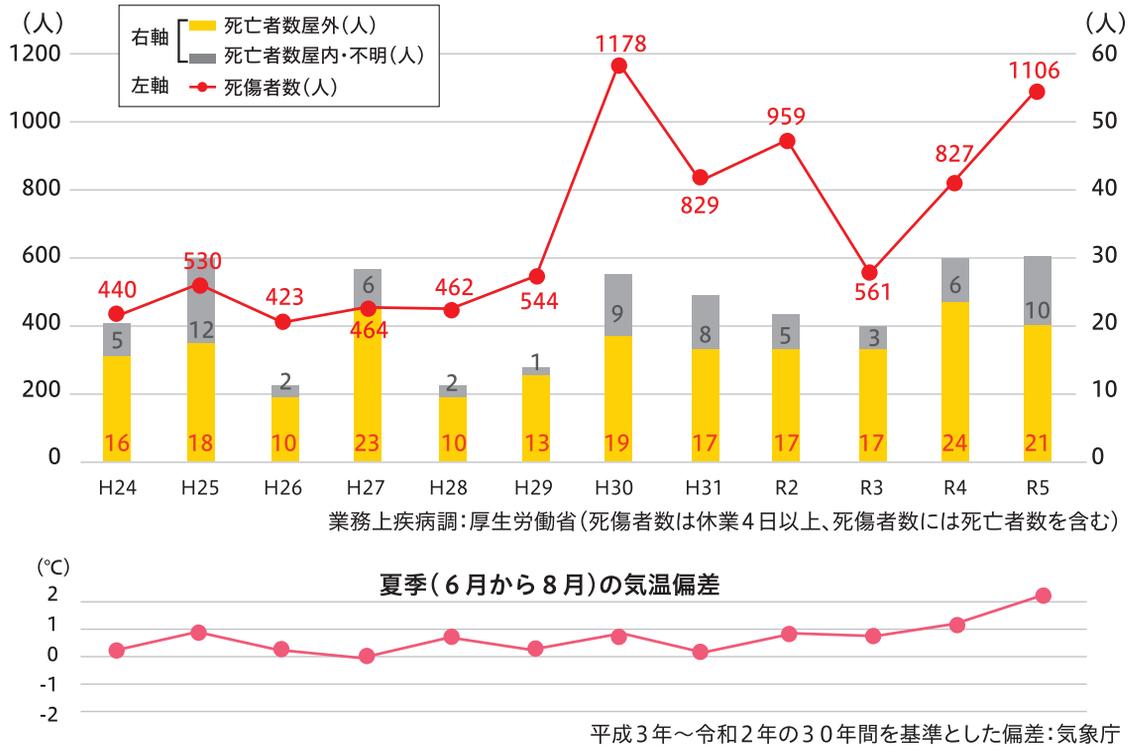
・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少（6人以下）となる

・増加傾向にある死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者除く）については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり

(1)
発見の遅れ

重篤化した
状態で発見
78件

(2)
異常時の
対応の不備

医療機関に
搬送しない等
41件

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること



それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりするなど 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり掘ったりするなど 	25	20

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認



2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

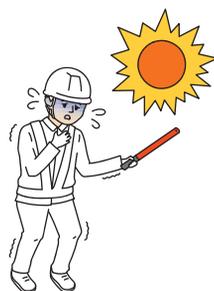


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

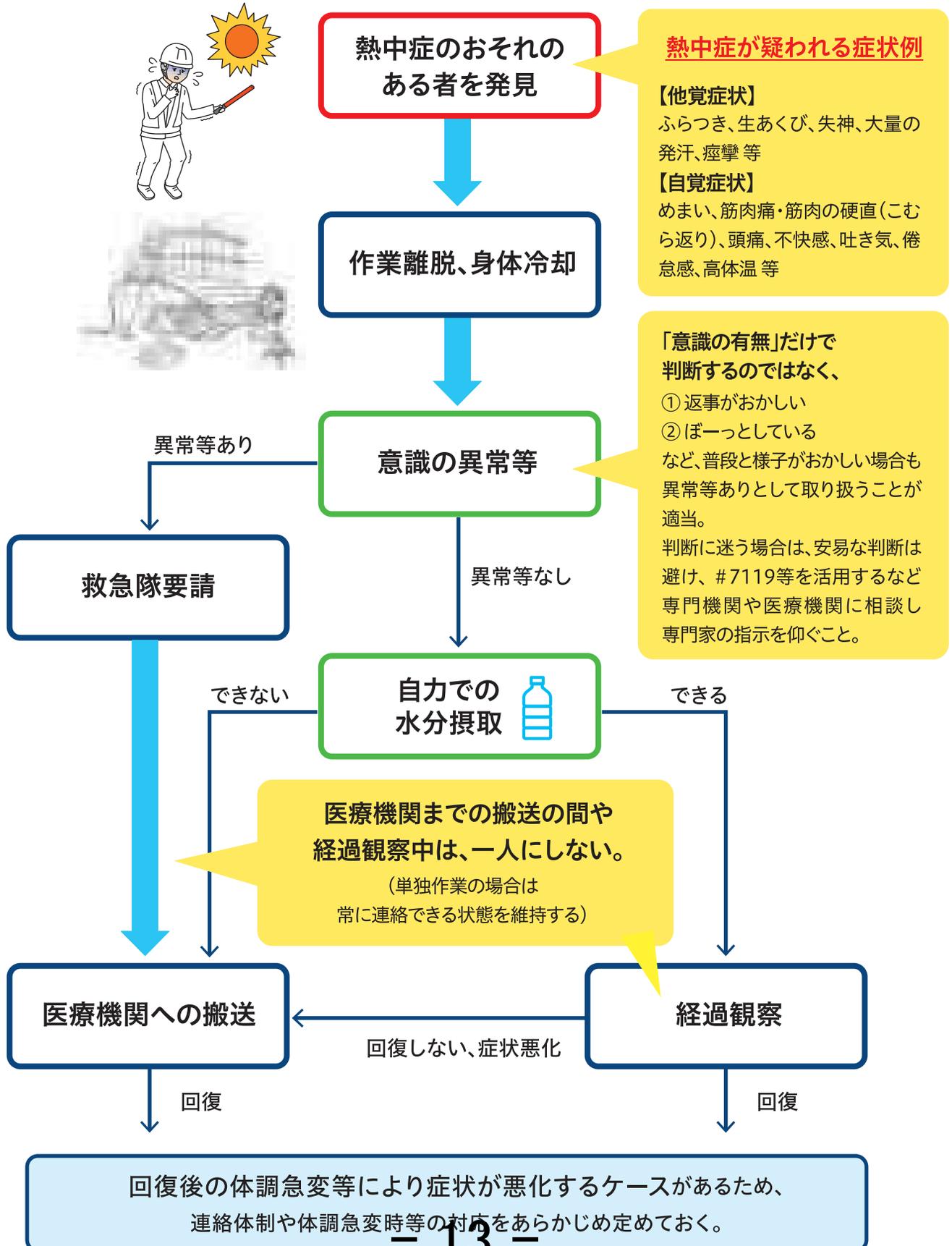
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

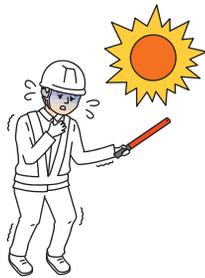
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28°Cを
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0°Cです。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願
いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 温度及び湿度(第六百六条―第六百十二条の二)</p> <p>第六章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(熱中症を生ずるおそれのある作業)</p> <p>第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合は当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。</p> <p>2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するため必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 温度及び湿度(第六百六条―第六百十二条)</p> <p>第六章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面

② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反しているとき必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです*

いますぐご確認ください

*アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 反応槽 | <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 ^{※2} |
| <input type="checkbox"/> 加熱炉 | <input type="checkbox"/> 発電設備 ^{※3} |
| <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 | <input type="checkbox"/> 変電設備 |
| <input type="checkbox"/> 配管設備 ^{※1} | <input type="checkbox"/> 配電設備 |
| <input type="checkbox"/> 焼却設備 | <input type="checkbox"/> 送電設備 ^{※4} |

いいえ



はい



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 煙突^{※5}
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



工作物石綿事前
調査者資格が

必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている場合、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
 ※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
 ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
 ※4 ケーブルを含む。
 ※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
 ※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



環境省
Ministry of the Environment



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第10次 粉じん障害防止総合対策の 実施をお願いします



第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項 (詳細は中面)

1. 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
 - ・ アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
 - ・ 金属等の研磨作業
 - ・ 岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業 など

粉じん障害によるじん肺とは



正常な肺



じん肺に罹患した肺

主に小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなってしまふ病気で、根本的な治療がありません。

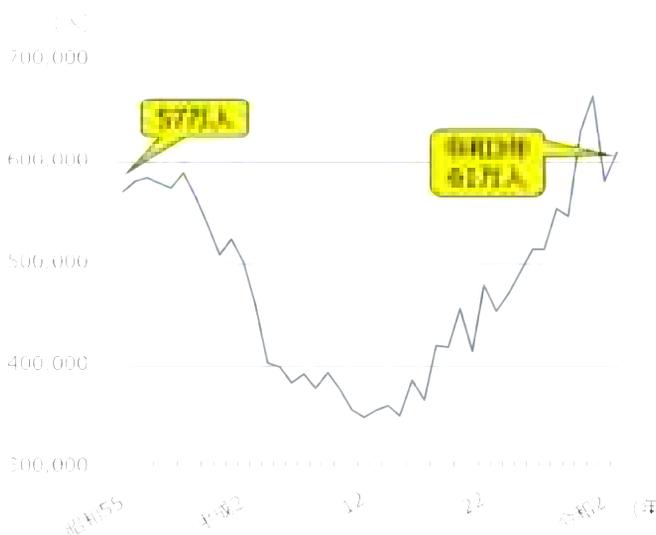
いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。

粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にかからないように予防することが重要です。

事業者の皆さまにお願いしたい重点措置について

このたび、厚生労働省は、「第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）」を策定しました。新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しておりますが、粉じん作業従事労働者は増加傾向で60万人を超えており、粉じんばく露防止対策を継続して推進する必要があります。

事業者の皆さまは、総合対策に基づき粉じん障害防止措置の徹底をお願いします。粉じん作業に従事する労働者の方も、防止措置を実施しましょう。



粉じん作業従事労働者の年次推移
(昭和55年～令和3年)

1. 呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育をお願いします。また、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理や廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理
また、それを記録する台帳の整備
- 呼吸用保護具の適正な着用

解体作業等で、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。

じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいとされています。



2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備を備え付けましょう。

ガイドラインの主な内容

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施およびその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置

3. じん肺健康診断の着実な実施

労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を下記の表に示す頻度で実施し、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。



定期じん肺健康診断の頻度

じん肺管理区分	粉じん作業従事との関連	頻度
管理1	常時粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
管理2	常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
管理3	常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	

4. 離職後の健康管理の推進

事業者は、離職する方に対して、健康管理手帳制度を周知してください。

じん肺管理区分2または3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を毎年1回受けることができます。

じん肺は経過が長く、長期的な健康管理が重要です。

5. その他地域の実情に即した事項

各地域の実情に応じて引き続き粉じん障害防止対策をお願いします。

- アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
- 金属等の研磨作業
- 岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業



じん肺に関する措置について

じん肺所見がある方に対しては、「じん肺管理区分」に応じた適切な就業上の措置を実施しましょう。

じん肺所見	じん肺管理区分	就業上の措置	
なし	管理 1	就業上の特別の措置なし	
	管理 2	粉じんばく露の低減措置の努力義務	
	管理 3 イ		
	あり	管理 3 口	作業転換の努力義務
		管理 4	作業転換の義務
		管理 2 または 3 で 合併症罹患	療養

厚生労働省ウェブサイト

- ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/080529-1.html>
- 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html>

※ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部健康主務課または労働基準監督署へお問い合わせください。



労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
 ※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
 ※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



1 SDS及び作業現場の確認



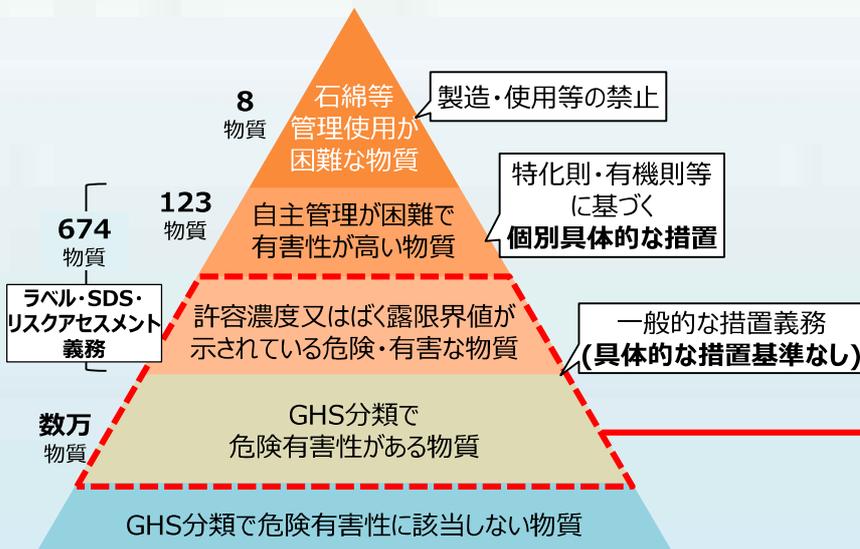
2 リスクアセスメントの実施



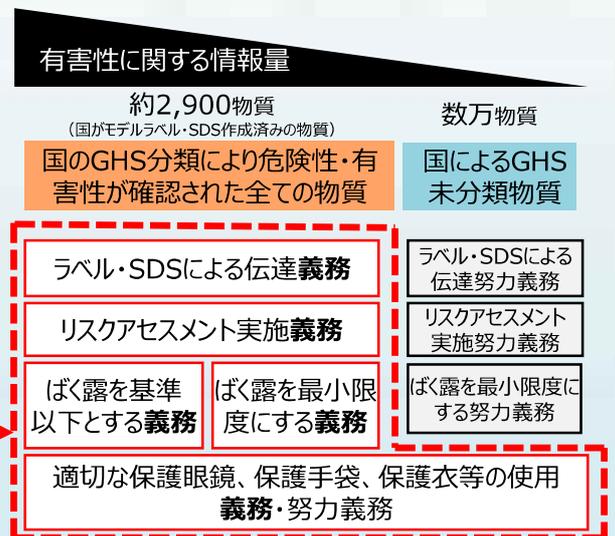
3 リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の年号については、これらの政令、省令をご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外のカテゴリで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性のカテゴリで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

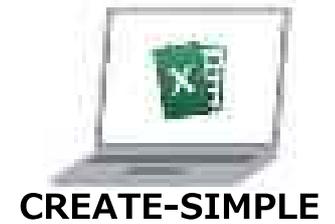
労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）**や、**実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせることが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

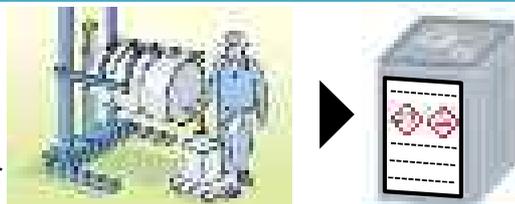
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「**人体に及ぼす作用**」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

31

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前
一部の業種は除外

改正後
全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」と拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②	
安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②	
安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③	
安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
		濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）			
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱い化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
			「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？	
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②	
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
			作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？	
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

